

第13回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 4月7日(火)午後2時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室

3 定数及び現員数 定員16名 現員16名

4 出席委員 13名

1番 藤城安男	2番 鈴木昭雄	3番 注連野千佳代
4番 長島正人	5番 柴寄正博	6番 倉田一夫
8番 山田一宏	9番 浦野和幸	10番 切替絵美
12番 石渡正明	13番 石川和利	15番 笹生篤
16番 泉類岩男		

5 欠席委員

7番 吉田 悟、11番 高橋 広幸、14番 渡邊 美代子

6 出席事務局職員 4名

平野事務局長 石井副主幹 鈴木主査 尾崎主事

7 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和8年度第1次農用地利用集積等促進計画(案)について

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

◎開 会

令和8年4月7日午後2時00分 開会

○議長（注連野千佳代君） ただいまより、第13回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、16名中、13名出席ですので、会議は成立します。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。

7番吉田悟委員、11番高橋広幸委員、14番渡邊美代子委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

1番藤城安男委員、2番鈴木昭雄委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条にの規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号整理番号1について事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局、尾崎です。

議案第1号整理番号1について、ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により取得しようとする案件です。

総会資料1ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は耕作されていました。

総会資料2ページから7ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人は、離農するため手放したいとのことです。

譲受人は、農業経営拡大のため取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地がありますが、総会資料5ページに耕作できない理由が記載されております。

2. 農機具等については、総会資料3ページの8をご確認下さい。
特に問題ないと思われます。

3. 農作業常時従事日数につきましては、総会資料3ページの6をご覧ください。
基準の150日以上従事しているので、要件を満たしています。

4. 地域との調和要件につきましては、総会資料6ページに記載されております。
総会資料8ページに現地の写真を添付しております。
説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。
5番柴寄正博委員。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

4月2日の午後1時30分頃に事務局長の平野さんと尾崎さんの3人で現地を確認いたしました。

現地については、譲受人の家のすぐ近くで、耕うんされ、みかんの樹が植えられていました。

特に問題はないと思われます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

○議長（注連野千佳代君） 採決します。

議案第 1 号整理番号 1 について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第 1 号整理番号 1 については、許可と決定します。

次に、議案第 1 号整理番号 2 について事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局、尾崎です。

議案第 1 号整理番号 2 について、ご説明いたします。

議案の 1 ページをご覧ください。

申請内容は、市内の法人が、市内在住の個人から売買により取得しようとする案件です。

総会資料 9 ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、整理番号 2 の 1 は既に水を張っていました。

整理番号 2 の 2 は耕うんされていました。

総会資料 10 ページから 19 ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲受人である法人は、農地所有適格法人の要件を満たしており、総会資料 15 ページ、16 ページに農地所有適格法人としての事業等の状況を添付しています。

譲渡人は、高齢に伴い通作等出来なくなったため売却したいとのことです。

譲受人は、農業経営拡大のため取得したいとのことです。

農地法第 3 条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

2. 農機具等については、総会資料 12 ページの 8 でご確認ください。特に問題はないと思われます。

3. 農作業常時従事日数につきましては、総会資料 12 ページの 6 をご覧ください。

基準の 150 日以上従事しているので、要件を満たしています。

また、総会資料 13 ページに従業員等の一覧を添付しています。

4. 地域との調和要件につきましては、総会資料 18 ページに記載されております。

総会資料 20 ページから 21 ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

10番切替絵美委員。

○10番（切替絵美君） 10番切替です。

4月2日の午後2時頃に事務局長の平野さんと尾崎さんの3人で現地を確認いたしました。

整理番号2の1については、既に水を張っていました。

南側の農地との間に畦畔がありませんでしたが、譲受人が耕作しているとのことです。

整理番号2の2については、耕うんされていました。

申請地は水田が広がる場所で、〇〇〇しており、譲受人は〇〇〇ですので、特に問題はないと思われます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

○議長（注連野千佳代君） これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

○議長（注連野千佳代君） 採決します。

議案第1号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号2については、許可と決定します。

◎議案第２号 令和８年度第１次農用地利用集積等促進計画書（案）
の承認について

○議長（注連野千佳代君）

次に、議案第２号令和８年度第１次農用地利用集積等促進計画書（案）の承認についてを議題とします。

議案第２号について、事務局に説明を求めます。

○（尾崎祐統君） 事務局、尾崎です。

議案第２号、令和８年度第１次農用地利用集積等促進計画書（案）についてご説明いたします。

議案第２号は別冊となっております。

本件は、令和８年３月２３日付けで、袖ヶ浦市長より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農業委員会総会へ付議され、この計画（案）に対する農業委員会の意見を求めるものです。

計画書（案）１１ページをご覧ください。

今回の計画（案）により農地中間管理機構を通じて農地を貸借する借り手の一覧です。

貸し手と借り手における個々の権利の設定等については、各筆明細書にてご確認ください。

説明は以上です。

ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本案件は、農業委員会として、この計画案に意見がある場合は、その意見を市長に対し、報告することとなります。

農業委員会として、意見はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 意見はないようですので、採決します。

議案第2号について、原案のとおりとし、「意見なし」と決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号については、原案のとおりとし、「意見なし」で報告いたします。

◎報告事項 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

○議長（注連野千佳代君） 次に日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案2ページ、3ページをご覧ください。

今回報告する案件は、令和8年2月1日から2月28日までに専決処理した案件となります。

報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は5件でございます。

報告は、以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） その他、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、第13回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

◎閉 会 令和8年4月7日午後2時30分 閉会